上用賀公園拡張事業 公園づくりニュース

第８号

令　和　６　年　６　月
発行：世田谷区スポーツ推進部
みどり33推進担当部

● 第5回オープンパークを開催します！

上用賀公園拡張事業に関するパネルを設けたブースを設置するとともに、スポーツ体験のコーナーなど、申し込み不要で現地で楽しめるイベントもご用意しておりますので、是非足を運んでみてください。

- 開催日時：**６月29日(土)　１０：００～１６：００**
  （雨天予備日：7月６日(土)　１０：００～１６：００）
- 開催場所：**上用賀公園拡張計画地**（世田谷区上用賀四丁目３６番）

イベント内容（予定）

・ボッチャ体験（世田谷区スポーツ推進委員）
・地震体験車「なまず号」での地震体験訓練
・ミニチュアホースとのふれあい体験（JRA馬事公苑）
・モルック体験、鉢ペイント、ダンスエクササイズ
　（馬事公苑界わいコミュニティデザインプロジェクト『bajico』）
・手作りゲームコーナー、チョークで地面にお絵描きし放題（上用賀児童館）
・大きな木の下で大人も子どももゆったりあそぼ！～水遊び・泥んこままごとetc.
　（はらっぱレンジャーあそび隊）

※当日のイベント内容、実施時間については、**変更・中止となる可能性があります。当日の実施内容、雨天の実施可否については**、二次元コードより、区ホームページをご確認ください。
※開催中は上用賀公園拡張計画地を自由開放しています。
　ご都合のいいお時間に直接現地までお越しください。
　（参加自由・申込不要）

お問い合わせ

●スポーツ施設に関すること
世田谷区 スポーツ推進部 拠点スポーツ施設整備担当課（〒154-8504　世田谷区世田谷4-21-27）
担当：本田、渡部、平川、内海　　電話：03-5432-2193　　FAX：03-5432-3080

●公園施設に関すること
世田谷区 みどり33推進担当部 公園整備利活用推進課（〒158-0094　世田谷区玉川1-20-1）
担当：臼井、永翁(ながおさ)、原岡　　電話：03-6432-7903　　FAX：03-6432-7989

●地区計画等変更（素案）説明会参加申込および地区計画の変更に関すること
世田谷区 玉川総合支所 街づくり課（〒158-8503　世田谷区等々力3-4-1）
担当：鈴木、阿部　　電話：03-3702-4539　　FAX：03-3702-0942

上用賀公園拡張事業に関する詳しい情報は、世田谷区ホームページに掲載しています。
https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/bunka/003/002/d00198744.html

ホーム＞目次から探す＞文化・スポーツ・生涯学習＞スポーツ・レクリエーション＞スポーツ施設一覧＞上用賀公園拡張事業に関するまとめ

世田谷区 SETAGAYA CITY　上用賀公園拡張　検索

● 第5回オープンパークを開催します！

オープンパークでは、上用賀公園拡張計画地を自由開放するとともに、様々なイベントを開催する予定です。詳細は本おしらせの４面をご覧ください。

● 地区計画等変更（素案）説明会を開催します！

拡張計画地の近隣の方を対象とした地区計画等変更（素案）説明会を開催します。今回は、上用賀四丁目地区地区計画及び地区街づくり計画の変更の「素案」について説明をさせていただきます。

6月21日（金）･･･19:00～20:30

◆上用賀四丁目地区地区計画等変更(素案)について

会　　場：用賀中学校　特活室
受付期間：6月3日(月)～6月16日(日)まで
対　　象：世田谷区内に在住、在勤、在学、上用賀四丁目内に土地、家屋等保有の方
定　　員：40名　※応募者多数の場合は抽選とします。
申込方法：右記二次元コードにアクセスしてオンライン申請でお申込みいただくか、玉川総合支所街づくり課までTELもしくはFAXにてお申込みください。

● FAXでのお申込みは、以下①～④をご記入の上、送信ください。
①氏名 ②住所 ③連絡先　④世田谷区内に在住、在勤、在学または、上用賀四丁目内に土地、家屋等保有
※その他ご配慮が必要なことなどありましたらあわせてご記入ください。

オンライン申請はこちらから

申込先：
玉川総合支所街づくり課
TEL：03-3702-4539
FAX：03-3702-0942
（平日午前8時30分～午後5時）

このマークは目の不自由な方のための「音声コード」です。→

上用賀四丁目地区地区計画等の変更について

地区計画変更の方向性について

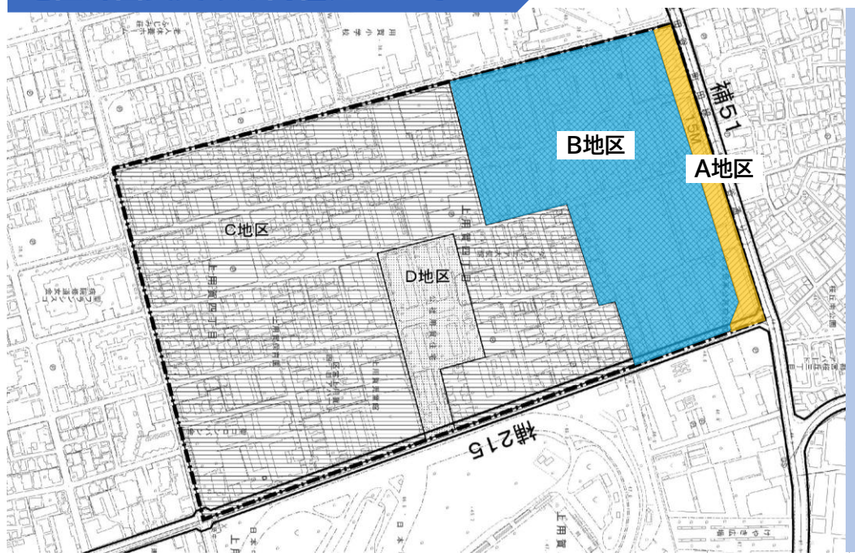

現　状

上用賀公園（既開設区域、拡張計画地）を含むＡ地区及びＢ地区において、どのようなスポーツ及び防災拠点機能を備えた施設を整備するのかを地区計画で示していませんでした。

変更の方向性

令和５年１１月に策定した「上用賀公園拡張事業基本計画」との整合を図ります。

Ｅ地区について

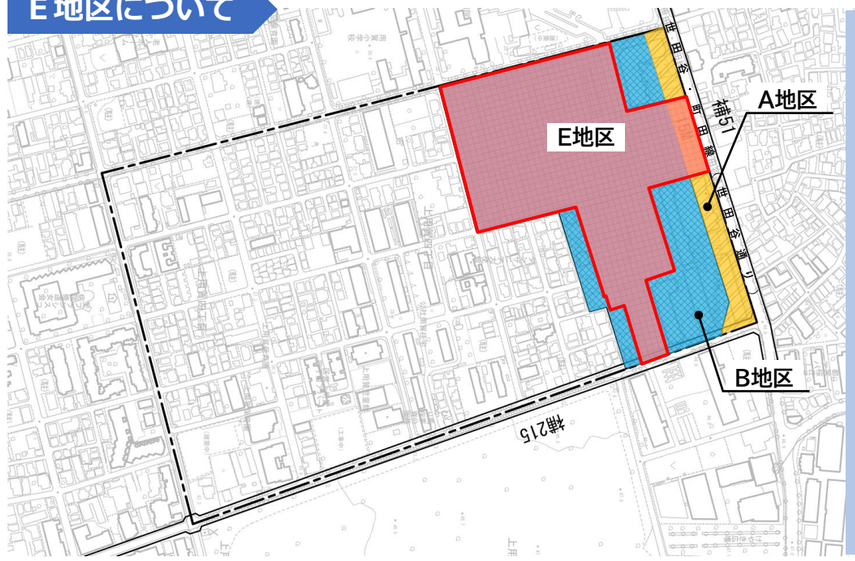

●A地区（黄）及びＢ地区（青）の内、**上用賀公園**（既開園区域、拡張計画地）の部分を**Ｅ地区（赤）とします**。

●**Ｅ地区の部分の変更を基本とし、隣接する地区の文言などを一部変更します**。

隣接するＡ地区、Ｂ地区の変更箇所

Ａ地区
- **●地区の面積**　０.９ha ➡ ０.４ha

Ｂ地区
- **●土地利用の方針**　変更前）公園と住宅が調和した地区を形成します。
  変更後）隣接する公園と住宅が調和した地区を形成します。
- **●地区の面積**　５.１ha ➡ １.５ha

Ｃ･Ｄ地区
- ●変更箇所はありません

第２回住民説明会を行いました

開催日　第１部:3月1日(金)･･･19:00～21:00
第２部:3月2日(土)･･･10:00～12:00

参加人数　31名

会　場　用賀中学校　特活室

説明会内容
- ･整備･運営手法について
- ･上用賀四丁目地区地区計画の変更について

頂いた主なご意見･回答

- 街づくり協議会の中では飲食店は不可という議論はあったものの、カフェ程度であれば問題ないと思う。体育館の観客席や駐車場整備については特に言及していないため、今回の地区計画変更については、地域住民にとっては何も問題はないと考える。
  →今回行う地区計画の変更は、観客席、駐車場について整合させるために行うものである。今後、レストランの整備等の提案が事業者からあれば相談はさせていただくことになるが、現時点では想定していない。
- 高さ19m以内とは具体的にどの程度の高さとなるか。
  →19mの高さは1階3m程度として建物6階程度となる。平成29年に定めた地区計画では30mを超える高層の建物は作らないとしている。
- 住民意見を取り入れると工期延伸の可能性があるという懸念もあるかもしれないが、設計の中で丁寧な住民意見反映のプロセスを踏むことは大切ではないか。
  →基本設計の段階で住民への説明の機会を設けることを想定している。
- 事業費が抑えられており、施設のスペックが低いのではないかという懸念がある。
  →事業者選定の方法はプロポーザル方式を想定しており、提案内容を加味して評価する想定。評価は学識者を交えながら進める方針。
- 要求水準書はあくまで区からの要望で契約の中身そのものではない。事業者への制約力があるのか。
  →DBO方式では、要求水準書にて、事業者に求める内容をすべて記載する。設計図の作成ののちに検査を受け、建設工事へ移るという流れをすべて規定する。

今後のスケジュール（予定）

	令和6年度（2024）	令和7年度（2025）	令和8年度（2026）
事業者選定	実施方針（案） 要求水準書（案） 作成	2月頃～ 実施方針(案) 要求水準書(案)　公表 民間事業者ヒアリング １０月頃～ 事業者選定開始	１２月頃 基本契約締結 設計・工事
地区計画変更	6月 素案の説明会 10～11月 原案の説明会 原案の縦覧 2月 案の縦覧	7月 都市計画決定	

	令和９年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）	令和12年度（2030）	令和13年度（2031）以降
事業スケジュール	設計・工事		一部開設		全体開設